

〔研究ノート〕

## 国連による人権教育の推進とわが国の人権教育の動向

長尾良子

名古屋学院大学現代社会学部

### 要 旨

学校における人権教育について文部科学省は2003年に「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置し様々な取組みを展開してきた。これは国連の人権教育の推進とも深く関連する。しかし大学生が小中高校で学んできた人権教育の実効性に関しては、現在も多くの課題がある。本稿では、学校における人権教育を考察する端緒として、「人権教育のための国連10年」(1995～2004年)、人権教育のための世界プログラム(2005年～現在)を中心に、これまでの内外の人権教育の全体像を概観していく。

キーワード： 人権教育、国連の人権教育世界プログラム、国連人権教育研修宣言、  
人権教育・啓発推進法

## United Nations Promotion of Human Rights Education and Trends of Human Rights Education in Japan

Yoshiko NAGAO

Faculty of Contemporary Social Studies  
Nagoya Gakuin University

---

発行日 2019年2月28日

## はじめに

これまで国連はじめ、日本も含め世界各地で人権教育に関する取組みが展開されてきた。本稿では、日本の学校教育における人権教育を考察していく一環として、国連の人権教育の10年とその後の経緯、日本での取組みを概観していく。まず1章で「人権教育のための国連10年」を、2章でその後の人権教育のための世界プログラム(第1段階～第4段階)を、3章で日本の人権教育の取組みについての全体像を確認していく。

## 1. 人権教育のための国連10年

### 1.1. 成立までの経緯

1948年の世界人権宣言から40年がたち、それまでの国際的な人権保障の取組みを一般の人々にも広く知ってもらおうという機運が高まった。直接には、冷戦終結後の1993年6月にウィーンで開催された世界人権会議の場で人権教育の10年の宣言が提起され(行動計画82項)、翌1994年12月23日第49回国連総会で、国連人権教育の10年が決議された<sup>1)</sup>。背景には以下の取組みが関係していた。

当初国連レベルで人権教育を推進してきたのは、国連の専門機関であるユネスコ(国連教育科学文化機関—1946年設立)であった。1950年代より国際理解のための教育を提唱し、1974年には、第18回ユネスコ総会で「国際理解、国際教育および国際平和のための教育ならびに人権および基本的自由についての教育に関する勧告」(国際教育勧告)を採択した。さらに1993年3月のカナダのモントリオールで開催された「人権と民主主義のためのユネスコ国際教育会議」でも行動計画が採択され、人権教育に関連する諸事業を重ねてきた<sup>2)</sup>。

また、ヨーロッパ評議会(Council of Europe—1949年設立)の「人権教育に関する政策宣言」(1978年)や「学校における人権についての教授と学習に関する勧告」(1985年)等々の文書や教材作りの活動、NGOなど民間の諸活動も世界の人権教育に大きな影響を与えてきた<sup>3)</sup>。

他方、第二次大戦後、それまで国内問題であった人権を国際関心事項として(国連憲章第1条3項他)、多くの人権条約を作成してきた国連の取組み(国連人権委員会他)に関して、国連事務局も世界人権宣言はじめ人権諸条約の広報活動を行ってきた。とくに国連人権センターは、世界人権宣言の40周年にむけて、「人権教育—初等中等学校の実践活動」(1986年)や「人権教育ABC—初等中等学校のための実践活動」(1989年)等の教材作りの活動も行ってきたのである<sup>4)</sup>。

### 1.2. 「人権教育の10年」の決議・行動計画の概要

「人権教育の10年」の決議文では、国連憲章、世界人権宣言、とくに世界人権宣言第26条(教育についての権利)、社会権規約第13条(教育についての権利)、子どもの権利条約第28条(教育についての権利)、1993年ウィーン宣言33・34項、行動計画78～82項等々との関連を指摘した上で、人権教育を「あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳を社会で確立するためのあらゆる方法と手段について学ぶ、生涯にわたる総合的な過程である」

と定義している。

10年の決議とともに「人権教育の10年行動計画:人権教育一生涯にわたる学習」も採択された<sup>5)</sup>。この行動計画は99項目に及び、10の柱から構成されている。I. 法的根拠及び定義, II. 一般指導原則, III. 目的, IV. 主要な担当組織, V. 対象となる集団, VI. 調整・実施の体制, VII. 実施プログラム, VIII. 世界的な中間評価, IX. 「10年」の終了, X. 「10年」のフォローアップである。行動計画では、人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及および広報努力」と定義された(2項)。さらに「10年」の目的として5点が提起されている。①あらゆる段階の学校、職業研修、社会教育などすべての学習の場での人権教育推進のニーズを分析し効果的な戦略を作成すること、②国際レベル、国際地域レベル、国内レベル、地方自治体各レベルの人権教育プログラムの強化、③人権教育教材の開発、④人権教育推進におけるマスメディアの役割強化、⑤世界人権宣言をできる限り多くの言語で、並びに障害者や様々な識字レベルの人々のために他の適切な形式で、世界的に普及させることである(10項)。行動計画のIVでは、主要な担当組織として、政府、国内人権委員会やオンブズパーソンなどの国内人権機関、人権研究機関、NGO、専門家団体等が示されている。行動計画では「10年」の対象者として、多くの一般の人々への人権教育と並んで、特定職業従事者(警官、看守、裁判官、法律家、教師、軍人、公務員、メディア等)への人権研修も重視されている(24項)。さらに実施プログラムとして8つの要素が示され、各々について目的、計画、評価とフォローアップが説明されている(29~92項)。①ニーズの分析と戦略の策定、②国際プログラムの強化、③国際的地域プログラムの強化、④国内プログラムの強化、⑤地方自治体プログラムの強化、⑥人権教育教材の開発、⑦マスメディアの役割強化、⑧世界人権宣言のグローバルな普及である。とくに体験や参加を重視する学習方法、学習者の日常生活に関連づけた対話型、参加型の学習を目指し(6項)、ワークショップやシミュレーション、ゲーム、ブレインストーミング等々(75項)の双方向の学ぶ過程に重点をおいた体験型参加型学習を提示している。

### 1.3. 「人権教育の10年」の成果と残された課題

「10年」は2004年に終了したが、その間に国連人権高等弁務官事務所は、各国政府や関係国際機関等々にアンケートを実施し、2000年に中間評価の報告書を、2004年に「10年」の成果及び今後に関する報告書をまとめた<sup>6)</sup>。

#### (1) 成果

「10年」の取組みの成果として、多くの国が、人権教育の必要性についての認識が高まったことを挙げている。国際的な協力の枠組みが構築され、世界の人権教育の取組みとの連携を通じて自国の人権教育がより推進されるようになったこと、例えば、カリキュラム編成や教材開発において、学習者中心の学びが提起され明確化されたこと、各国とも初等中等の学校教育においてカリキュラムや教科書を改変し、高等教育において人権教育のコースを設置したり、セミナーを開催したこと、さらに、人権問題に直接かかわる特定職業従事者(警官、看守、裁判官、検察官等々)に対する人権研修の重要性

が認識され実施されたこと等々が報告されている。また、人権教育に取り組む国内組織が従来はバラバラであったが、新たな国内人権機関を設置したり、又は既存の機関の連携を組織化したり、そのための国内行動計画を作成したことや、反差別への取り組みの強化等々が成果として報告されている。

## (2) 残された課題

しかし、上述の「10年」の取り組みの報告を国連に提出した国は、89カ国にとどまった<sup>7)</sup>。当時国連の加盟国は191カ国だったので半数にも満たなかった。2000年の中間評価では、全回答数218のうち、政府・国内人権機関からの回答数はそれぞれ35・23で、NGOからは112で半数以上をNGOが占めている。さらに2004年の評価では、政府・国内人権機関からの回答数はそれぞれ28・2であった(うち14はヨーロッパである)。

その理由としては、経済的政治的に困難を抱えた国が少なくないという国際社会の実情がある。途上国にとっては、人権教育の内容以前に、初等教育すら受けられず「教育への権利」が優先されるべきではないのかという問題(教育権の国際的保障)がある<sup>8)</sup>。これまでも、「人権」概念に対する異論も存在し<sup>9)</sup>、イスラム圏や中国など、西欧の個人主義へ疑問を呈する国もある。また「教育についての権利」(教育権)に関しても、ユネスコでの議論や国連人権委員会・2006年からは人権理事会の特別報告者の「教育権」特別報告(1999年～現在)との関係でも様々な論点が錯綜し、「10年」の人権教育を無前提に肯定できないという教育学からの指摘もあり<sup>10)</sup>、同様に、法教育の中で人権教育をどう位置づけるのかという問題もある<sup>11)</sup>。

2004年の「10年」評価報告書でも、人権教育に関連する人員の不足、財政の不足が報告され、国連にさらなる財政支援、カリキュラムや教材開発、連携ネットワーク構築などの技術支援を要請している。

## 2. 人権教育のための世界プログラムと人権教育・研修宣言

### 2.1. 第1段階(2005～2009年)行動計画

2004年12月10日、国連総会は2005年1月から「人権教育のための世界プログラム」(以下世界プログラム)に取り組むことを決議した<sup>12)</sup>。2004年7月の国連人権委員会の決議の10日ほど前までは、第二次国連人権教育の10年案が、コスタリカ政府やNGOネットワークはじめ多数の国で検討されていたが、アメリカ、オーストラリア、ノルウェーなどが反対を表明し、「第二次10年」案は採択されなかった。反対理由としては、特定分野に焦点を絞り期間も短く設定して各国が具体的に取組めるようにした方がよいというもので、実際「10年」では到達目標が広範でわかりにくく、前述(1.3(2))のように「10年」の報告書を提出した国は国連加盟国の半数に届かなかった。この反省をふまえ、「第二次10年」ではなく、人権教育世界プログラム(第1段階、2005～2007年)の決議採択に至ったのである。第1段階では、「初等中等教育学校制度における人権教育」に焦点をあて、より具体的な行動計画<sup>13)</sup>とその実施結果の評価を通して、人権教育を継続して推進することを目指す。「10年」ではすべての人々への人権教育であったが、初等中等学校で人権教育を実施すれば、将来社会の担い手となる若い

層を広く対象とできる。また、人権教育の定義は、「10年」の定義と同様であるが、新たに「(f)人々  
が中心の持続可能な開発および社会正義の促進」が追加されている(行動計画3項)。さらに人権教育  
には、(a)知識とスキル、(b)価値観・態度、(c)行動の3要素(本稿3.1参照)が含まれるとされた(4  
項)。行動計画では、各国に国内行動計画の策定後、学校制度における人権教育の実施を詳細に示し  
ている。基本方針・基本計画の作成、政策の実施、学習環境の構築、教授・学習過程(カリキュラム  
や教科書など)の見直し・改訂、教職員への研修、教員の労働環境への配慮が求められている(18項)。

その後、国連改革の一環で、人権委員会が人権理事会に格上げされるなど機構変更(2006~2007年)  
の関係等で、世界プログラムの第1段階の作業が遅れ、第2段階の準備に着手できる状態ではなかつ  
たので、第1段階を2年延長し2009年末までとすることが2007年に決定された。

第1段階の取組みに関する各国からの報告や質問票への回答に対する評価でも上記の5点(行動計  
画18項)にそって分析されている<sup>14)</sup>。国連の調整委員会が送付した質問票に回答した国は日本も含  
め76カ国、各国独自の形式で報告した国は57カ国、全く報告しなかった国は60カ国であった。多  
くの国は、世界プログラムを実施しており、一部の国は自国にとり重要な役割を果たしたと報告して  
いる。第1段階の分析評価を行った調整委員会は、今後も第1段階の行動計画は引き続き実施される  
べきで、未だ世界プログラムを実施していない国は、自国の人権教育政策をこの行動計画にそって見  
直し、国際社会と協力しつつ、カリキュラムの作成や教材開発、教員の研修や人権教育関連の予算配  
分の改変などを勧告している。

## 2.2. 第2段階(2010~2014年)行動計画

2009年10月に、人権理事会は「人権教育世界プログラム」(第2段階、2010~2014年)を決議した<sup>15)</sup>。第2段階では、先の初等中等教育制度における人権教育を継続させつつ、「高等教育における人  
権教育、及び教員や教育者、公務員、法執行官、軍人などへの人権研修」に焦点をおくとされ、その  
行動計画が2010年10月に採択された<sup>16)</sup>。第2段階の行動計画では、第1段階に比べ、依拠すべき  
規範として、教育への権利にかかわるユネスコの関連文書が複数提示されている(18項)。高等教育  
における人権教育については、大学などの高等教育機関の自律や学問の自由、研究内容の批判的考察  
を発展させることなどが強調されている(行動計画21, 24, 29項)。人権研修について、人々の人権  
保護と実現に具体的責任を負うために人権研修の対象となる者は、公務員、政府官庁の政策立案者、  
外交官、地方自治体の職員、市町村の職員、教員、福祉関係者、ソーシャルワーカー、法執行官、警  
官、刑務所職員、国境警備隊員、治安部隊員、軍関係者等々があげられている(37項)。人権研修の  
方法、内容についても、参加型研修技術や同僚同士による学習、職務に即した専門的な研修内容等が  
提示されている(44項)。

第2段階の取組みについて、人権高等弁務官事務所へ報告した国は日本も含め28カ国であった。  
人権高等弁務官事務所の評価報告書では、各国からの報告が項目ごとに簡単に紹介されている<sup>17)</sup>。  
まず、高等教育における人権教育については、多くの国が大学で人権に関する講座を開講し、また大

学院に人権に関係する修士課程を設けたり、大学内に人権センターや人権研究所等を設置したことが報告されている。人権研修については、公務員、警官、入国管理官、国境警備隊員、海上警備隊員、刑務所職員、軍隊での実際の研修について、多数の国が報告している。人権教育及び研修の取組みにおいて、一国内だけでなく他国や国際機関との連携協力や、優良事例等、今後有意義な情報を共有し国際的に活用していくことなどが勧告されている。

### 2.3. 人権教育と研修に関する国連宣言

これまでの「人権教育の10年」や「世界プログラム」の諸活動を経て、2011年12月19日に、国連総会で「人権教育と研修に関する国連宣言」(全14条、以下、人権教育研修宣言という)が決議された<sup>18)</sup>。

同宣言では、前文で「すべての人が教育への権利(the right to education)を有し、教育とは人格の全面的発達と尊厳をめざす」とされ、第1条1項で、「すべての人は、人権と基本的自由について知り、情報を求め手に入れる権利を有し、また人権教育と研修へのアクセスを有する」とされた。同第1条2項で、人権の普遍性、不可分性、相互依存性を述べ、同第1条3項で、「すべての人権、特に教育への権利と情報のアクセスを実効的に享受することが、人権教育と研修のアクセスを可能にする」として、教育への権利と人権教育との関係を明示している。教育への権利が人権教育の基盤となるということである。さらに第2条2項では人権教育について、(a)人権についての教育(about)、(b)人権を通じての教育(through)、(c)人権のための教育(for)の3つの側面が示されている。すなわち、(a)知識と理解を得る一人権についての教育、(b)学習者と教育者の双方の人権が尊重されるような方法で行われる、学習環境が保障されている場での一人権を通じての教育、(c)自分の人権を享受、行使し、他者の人権を尊重し守ることを促す(スキルの獲得)一人権のための教育のすべての側面が含まれるのである。

また、人権教育研修宣言では、人権教育と人権研修の双方が扱われている。これは、人権教育の対象は市民であるが、権利の保持者である市民の人権意識が高まるだけでは十分ではない。市民の人権を実現する責務を有する者(責務の保持者)に対して人権研修を行うことも重要なのである。同宣言第7条～第9条では、人権教育と人権研修を実施すべき国の第一義的義務が規定されている。世界プログラム第2段階でも示されたが、人権研修の対象者は、国家公務員、公務員、裁判官、警官や看守などの法執行官、軍関係者、教師、研修担当者等々で、公権力を有する者や市民の人権を実現する責務を有する者が人権研修の対象となる。さらに宣言では、国際連合はじめ国際機関等の職員や国際機関の下で任務につく軍人や警察官に対しても人権教育と人権研修の実施を求めている(宣言第11条)。

さらに、国内の人権教育と人権研修を調整する機関として、各国に1992年のパリ原則(本稿3.4参照)に則り、実効性のある独立した国内人権機関の設置を求めている(宣言第9条)。

### 2.4. 第3段階(2015～2019年)行動計画と今後の展開～第4段階にむけて～

#### (1) 第3段階行動計画

2014年10月に、「人権教育世界プログラム」(第3段階、2015～2019年)が決議された<sup>19)</sup>。第3段

階では、第1・第2段階での初等中等高等教育における人権教育と教員や公務員などへの人権研修を継続強化するとともに、「メディア専門職とジャーナリストへの人権研修を促進すること」に焦点が置かれ、行動計画が2014年8月に採択された<sup>20)</sup>。メディア・ジャーナリストは、報道の自由、表現の自由、さらには政府に批判的な報道をした場合の安全等々が保障されなければならないが、他方で社会的影響力が大きいため人権を尊重する責任もある。プライバシー、個人の名誉、ジェンダーへの配慮や先住民、少数者、移民、難民など特定集団への差別やヘイトスピーチなど偏見を助長しないこと等留意すべきことは多々ある。さらに行動計画では、ジャーナリストは、正式な報道機関に雇用されていない個人、ソーシャルメディアなどを通じた情報の発信者も含むとされる(32・33項)。インターネットやソーシャルメディアの普及により、情報の発信者と受け手の区別があいまいとなり、誰もが一方的に情報を発信(含む「拡散」)できる。フェイクニュース等の問題にもみられるように、社会はいま技術革新の中で情報流通過程全体を再考する時期にきている。

## (2) 中間評価

2017年6月に、第3段階の取組みについての中間報告書が人権高等弁務官事務所から出された<sup>21)</sup>。人権高等弁務官事務所に報告したのは20カ国の政府と18カ国の国内人権機関であった(うち、ヨーロッパ15、ラテンアメリカ10、アジア8、アフリカ5)。日本は提出していないが、アジアからは韓国、フィリピン、インド等が提出している。中間報告書では、メディア・ジャーナリストに関する報告は、第1・第2段階から継続する報告の1/5であった。メディア・ジャーナリストへの研修について、大学でのセミナー開催やメディア・ジャーナリストと政府、NGO、市民等との対話、少数民族や難民、移民の人権への配慮等々の取組み事例が報告された。メディア・ジャーナリストへの人権研修は、公務員や警官等への研修に比べて、国の政策や担当機関がないことなどで、十分に展開されていないことも報告されている。

## (3) 第4段階(2020～2024年)にむけて

2017年9月の第36会期人権理事会で、2020年からの世界プログラム第4段階のテーマについて各国政府、国内人権機関、NGOなどに意見が求められ、2018年3月には、「人権教育・学習に関するNGOワーキンググループ」が中心となり、第4段階のテーマについての討論が行われ、6月に人権高等弁務官事務所が、提出された回答(13カ国の政府、16の国内人権機関、20のNGO等からの計48)の報告書をまとめた<sup>22)</sup>。2018年9月の第39会期人権理事会で、第4段階の重点対象を「若者」(youth)とし、平等、人権と反差別、包摂的で平和な社会の構築のために多様性の尊重に重点を置くことされた。さらに第4段階では、国連の「持続可能な開発目標」(SDGs、2016～2030年)の目標4.7(人権教育などを通して、すべての学習者が持続可能な開発を促進するために必要な知識や技能を習得できるようにする)(本稿おわりに参照)と連携すること、先の第1～3段階の取組みも継続していくこと等が決議された<sup>23)</sup>。第4段階の行動計画は第42会期人権理事会(2019年9月)に提出される予定である。

### 3. 日本の人権教育の取組み

#### 3.1. 人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画

国連の人権教育 10 年の動きを受けて、日本国内でも様々な取組みがなされていく。前述の国連の人権教育 10 年行動計画では、国際プログラムの他に種々の国内プログラム、地域プログラム等についての要請もある。日本政府は国連 10 年に積極的に取組むこととし、1995 年 12 月に内閣府内に「人権教育のための国連 10 年推進本部」を設置した。1996 年 12 月には国内行動計画の中間まとめを公表し、さらに寄せられた意見を検討して、1997 年に「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を公表した<sup>24)</sup>。行動計画では、基本的な考え方を示した上で(1 項)、学校教育、社会教育、企業その他一般社会、特定の職業に従事する者(1. 検察職員、2. 刑務官、4. 教員、6. 福祉関係職員、10. 警察官、11. 自衛官、12. 公務員、13. マスメディア関係者等々)などあらゆる場を通じた人権教育の推進を提起し、重要課題(女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者、刑を終え出所した者他)への対応、国際協力の推進について規定された。さらに、国内行動計画を実施するために、500 を超す自治体レベルでも「人権教育の 10 年」に関連する推進本部が設置され行動計画が策定された<sup>25)</sup>。フォローアップとして、国内行動計画の進捗状況(1998 年～2005 年、日本全体・各都道府県ごと)が公表されてきた。日本政府の、他の人権条約に対する消極姿勢(子どもの権利条約の批准の遅さ等々)と比べて、「人権教育の国連 10 年」に対して積極的で素早い対応をとった背景には、部落差別問題(同和問題)の取組みとの関係があった<sup>26)</sup>。

また日本政府は、2001 年に国連人権高等弁務官事務所へ国内の実施状況に関する報告書を提出した。首相はじめ 28 名から構成される「人権教育のための国連 10 年推進本部」のこれまでの活動及び、35 の都道府県でも推進本部が設置され、26 の地域レベルの計画も策定されたことを報告している<sup>27)</sup>。

#### 3.2. 人権教育・啓発推進法の制定と基本計画

「人権教育の国連 10 年」の終了後には、国連では世界プログラムが策定された。日本では、2000 年に議員立法で「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)が制定される<sup>28)</sup>。2002 年には、同法第 7 条により、「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本計画」(以下、基本計画という)が策定され、この計画に基づいて、日本国内の人権教育・啓発が推進されてきた。2003 年以降は、前年の各府省庁が取組んだ人権教育・啓発の施策を取りまとめて国会に報告し、国民向けに『人権教育・啓発白書』(法務省・文部科学省編)として毎年刊行されている<sup>29)</sup>。

人権教育・啓発推進法では、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とし、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く)」と定義し(第 2 条)、第 6 条(国民の責務)で、国民は人権尊重の精神の涵養に努めるとされた。同法では、国民の人権意識を高めることが重視され、人権教育の定義・目標が、思いやりや心がけといった国民相互の問題に矮小化され、権力を行使する立場にある国、地方自治体など公権力の責任を回避する危険性が指摘されている<sup>30)</sup>。啓発のみを重視する場



合は、国民自らの権利を主張する側面が弱く、人権の立憲主義的本質を見失う恐れもある。人権研修は、権力を行使する立場にあり、人権侵害にかかわる可能性が高い国家機関等に対して行う必要性があり、その側面が人権教育・啓発推進法と同基本計画では弱い<sup>31)</sup>。人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者(警察官等 13 業種)に対する研修等の記述が、1997 年の国内行動計画では全体の 1/12 であったが、2002 年の基本計画では 1/96 程度であった。2018 年の人権教育・啓発白書では、118 頁中研修の記述は 5 頁であった。

他方、2011 年に国連総会で採択された「人権教育および研修に関する国連宣言」では、人権教育と研修の双方を重視している。日本国内でも現行基本計画の問題点を検討し、新たな改定案が提起されている<sup>32)</sup>が、2011 年の一部変更では、北朝鮮による拉致問題等が追加されたのみである(4 章 2)。

### 3.3. 文科省の人権教育の指導方法等に関する調査研究会議の取組み

基本計画で、学校における人権教育の指導方法の問題の指摘(2 章 2(3)ア)を受けて、文科省は、2003 年に「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置する<sup>33)</sup>。会議では、2004 年に人権教育の理念を示した「第一次とりまとめ」、2006 年に指導方法等の工夫・改善方策等をまとめた「第二次とりまとめ」、2008 年に「人権教育の指導方法等の在り方について 第三次とりまとめ」が公表された。

「第三次とりまとめ」は、人権教育の指導方法等の工夫・改善の考え方を示した「指導方法等の在り方編」と指導内容や指導方法の実践事例などを紹介した「実践編」で構成され、全国の学校・教育委員会に配布された<sup>34)</sup>。「第三次とりまとめ」では、人権の知的理解だけでなく、人権を志向する人権感覚が、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守る実践行動に連なると整理され(第 1 章 1(3))、学校での年齢に応じた組織的な取組み(人権教育の全体計画、年間指導計画等)や学習教材などの指導内容・方法(自主的、参加型)、教職員への研修のプログラム等々が詳細に提示されている。さらに調査会議は、各種学校における人権教育の把握・検証のため、2008 年と 2012 年に人権教育の推進に関する取組状況調査を実施し、結果を分析し、今後の取組みに資するため公表した<sup>35)</sup>。なお 2012 年度からは、「人権教育に関する特色ある実践事例」や人権教育解説動画が文科省の HP に公開されている。

### 3.4. 日本の人権教育の今後の課題

2010 年と 2015 年に、日本は外務省から国連人権高等弁務官事務所に世界プログラム第 1 段階と第 2 段階における日本国内の取組みについての報告書を提出した<sup>36)</sup>。国連の場では、2011 年の人権教育研修宣言にみられるように、人権教育は市民だけでなく市民の人権を実現する責務を有する者への研修も重視されているが、日本は国民の人権意識を高めることに重点が置かれており、今後は学校教育関係者の研修だけでなく、それ以外の人権に関わりの深い特定職業従事者への研修に関しても位置づけを明確化し計画的に取組んでいくことが、日本の課題の 1 つであろう<sup>37)</sup>。また、国連の人権

諸条約に対する日本の取組みや国連人権理事会への日本の普遍的定期審査(UPR)との整合性も図っていく必要がある。これまで日本国内では人権に関し、種々の民間団体、人権擁護委員、人権教育啓発推進センター等々、多方面で様々な努力が重ねられてきたが、国連での1992年の国内人権機関の地位に関する原則(パリ原則)で提起されたように、政府から独立した立場で人権を遵守するために一定の任務を付与されて活動する機関の設置<sup>38)</sup>等、人権教育・啓発・研修さらには人権行政全般との整合性のとれた統合的な推進体制を構築・整備していくことが今後の課題である。

日本社会はグローバル化の中で、ITへの対応、外国人労働者問題、ヘイトスピーチ等々今後も多くの人権問題に取組んでいく必要が増している<sup>39)</sup>。2016年に文科省の人権教育の指導方法等に関する調査研究会議が打ち切りとなり、2017年からは、「学校教育における人権教育調査研究協力者会議」(8名)が設置されている。学校教育の現場では、従来のいじめ、児童虐待に加えて、インターネット上の人権侵害、外国人の子どもの教育問題、LGBTの子どもの人権、教育現場でのインターネット(SNS、LINE等)の活用等新たな事象が現出してくる。ゆえに今後も、他国の人権教育の取組みについて情報を交換、共有しつつ、継続的に人権教育・研修の研究、取組みを重ねていく必要がある<sup>40)</sup>。

## おわりに

本稿では、1995年からの国連の人権教育に関連する一連の取組み、それを受けての日本国内での取組みの全体像を概観し、多数の人々の長年にわたる尽力の軌跡を確認した。

1994年の行動計画はじめ、現在の世界プログラム第3段階の行動計画(2015-2019年)でも世界人権宣言や子どもの権利条約等いくつかの国際人権文書に言及され(2項)、さらにユネスコ等の諸活動ー持続可能な開発のための教育の10年(ESD, 2005年~2014年)<sup>41)</sup>等々(6項)にも言及され、それら国際社会の取組みをふまえた人権教育の推進が提起されている。

また国連では、ミレニアム開発目標(MDGs, 2001年~2015年)の取組みに続く、持続可能な開発目標(SDGs, 2016年~2030年)に取組むことが、2015年に国連総会で決議(持続可能な開発のための2030アジェンダ(以下アジェンダ))された<sup>42)</sup>。アジェンダでは、世界人権宣言の精神を引き継ぎ、人間中心、「誰一人も取り残されない」との人権の理念が示され、開発と人権の実効的統合が図られている。SDGsの目標10では平和についても言及し、2016年には、国連総会で「平和への権利宣言」が採択されている。日本政府は、1997年にUNDP(国連開発計画)が提起した「人間の安全保障」概念とSDGsとの関連性を指摘している<sup>43)</sup>。人権教育の世界プログラム第3段階行動計画でもアジェンダに言及している(6項)が、さらに世界プログラム第4段階では、SDGsの目標4(:すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する)の中の目標4.7(:持続可能な開発のための教育)との連携が提示されている(本稿2.4参照)。

時代状況に応じて、人権や人権教育の概念も変化し、社会の中で人権や人権教育の基準や実践が積み重ねられ深化発展していく。すなわち、グローバル化の中で人権教育を推進していくとは、国際的な人権基準を学習者の日常生活の問題解決と結び付けて考え、他者と対話し課題を共有しつつ、人間

の尊厳や社会正義の促進を探求し続けることなのである(人権教育のための世界プログラム第3段階行動計画 9項(j)、4項(f))。

## 注

- 1) UN.Doc. A/RES/49/184, 23 December 1994. 決議は条約と異なり法的拘束力はないとされるが、慣習国際法との関係で解釈は分かれている。国連人権高等弁務官事務所のHP：  
<https://www.ohchr.org/EN/Issues/Education/Training/Pages/HREducationTrainingIndex.aspx>,  
(2018年11月30日閲覧)やアジア太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪)のサイトの「資料館」(国際人権データベース)→「人権教育の推進」の項目やニュースレター「国際人権ひろば」, 比較的最近のものは「ニュース・イン・ブリーフ」の項目など: <http://www.hurights.or.jp> (2018年11月30日閲覧)から国連の人権教育の一連の文書が入手できる。Rhona Smith, “The right to education and human rights education”, in Rhona Smith, *International Human Rights Law -8th edition*, Oxford University Press, 2017, pp.339-352, The Asia-Pacific Human Rights Information Center (HURIGHTS OSAKA), *Human Rights Education in Asia-Pacific*, vol. 7, 2016.
- 2) 生田周二 2007, 『人権と教育』部落解放研究所, 八木英二・梅田修編 1999, 『いま人権教育を問う』大月書店, 八木英二 2017 「人権教育」の国際的合意形成と教育実践論, 『部落問題研究』220, pp.4-29.
- 3) ヨーロッパ評議会・福田弘訳 2006, 『人権教育のためのコンパス [羅針盤]』, 明石書店は30カ国以上で刊行, ヨーロッパ評議会・福田弘訳 2009, 『コンパシーター人権教育総合マニュアル』, 人権教育啓発推進センター。
- 4) UN.ABC teaching human rights, Practical activities for primary and secondary schools は, 国連広報センターのサイトからダウンロードできる, 2004, 冊子『ABC:人権を教えるー小中高校生向けの実践活動』, [http://www.unic.or.jp/news\\_press/info\\_materials/booklets\\_leaflets/1560/?mode=html](http://www.unic.or.jp/news_press/info_materials/booklets_leaflets/1560/?mode=html) (2018年11月30日閲覧)。
- 5) Plan of Action for the United Nations Decade for Human Rights Education, UN.Doc. A/51/506/Add.1, 12 December 1996. 人権教育10年行動計画の日本語訳は, 外務省のHPからも入手できる。 <https://www.mofa.go.jp>.
- 6) Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the mid-term global evaluation of the progress made towards the achievement of the United Nations Decade for Human Rights Education (1995-2004), UN.Doc. A/55/360, 7 September 2000. 人権教育10年の中間報告の日本語訳は, アジア太平洋人権情報センター前掲1)のサイトから入手できる。Report on achievement and shortcomings of the Decade and on future United Nations activities in this area, UN.Doc. E/CN.4 /2004/93, 25 February 2004.
- 7) 前掲1) 国連人権高等弁務官事務所のサイトの国連人権教育10年の項目: Summary of national

initiative undertaken within the Decade for Human Rights Education (1995-2004)で、各国の報告が公開されている。なお、決議は条約と異なり法的拘束力はないので、報告の提出は任意である。

- 8) 八木英二 2017, 『教育権をめぐる第2次大戦後の国際的合意—教育内容は誰がどう決めるのか』三学出版, 八木, 『前掲書』・同「前掲論文」2), 国際教育法研究会編, 1987『教育条約集』三省堂, pp. 2-29(総論)。
- 9) 生田『前掲書』2), p. 14。
- 10) 八木『前掲書』・同「前掲論文」2)。
- 11) 北川善英他 2008, 「法教育と法的リテラシー」, 『横浜国立大学教育人間科学部紀要』Ⅲ社会科学 10, pp. 29-43, 大村淳志 2010, 『法と教育』商事法務。
- 12) UN.Doc. A/RES/59/113A, 10 December 2004.
- 13) Plan of Action for the first phase (2005-2007) of the World Programme for Human Rights Education, UN.Doc. A/59/525/Rev.1, 2 March 2005. 世界プログラムの行動計画は、外務省のHPからも入手できる。https://www.mofa.go.jp. 平沢安政 2005, 『解説と実践 人権教育のための世界プログラム』解放出版社。
- 14) Final evaluation of the implementation of the first phase of the World Programme for Human Rights Education, UN.Doc. A/65/322, 24 August 2010.
- 15) UN.Doc. A/HRC/RES/12/4, 1 October 2009.
- 16) Plan of Action for the second phase (2010-2014) of the World Programme for Human Rights Education, UN.Doc. A/HRC/15/28, 27 July 2010.
- 17) Evaluation of the implementation of the second phase of the World Programme for Human Rights Education, UN.Doc. A/HRC/30/24, 16 July 2015.
- 18) UN.Doc. A/RES/66/137, 19 December 2011. Smith, supra note 1, pp. 350-351, 阿久澤麻理子 2013, 「人権研修の基本的視点 国際社会から日本をみる『人権教育・研修に関する国連宣言』をふまえて」, 『部落解放』672号, pp. 192-203。
- 19) UN.Doc. A/HRC/RES/24/15, 8 October 2013.
- 20) Plan of Action for the third phase (2015-2019) of the World Programme for Human Rights Education, UN.Doc. A/HRC/27/28, 4 August 2014.
- 21) Midterm progress report on the implementation of the third phase of the World Programme for Human Rights Education, UN.Doc. A/HRC/36/24, 30 June 2017.
- 22) Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights, UN.Doc. A/HRC/39/35, 18 June 2018. 3月の会合には、ブラジル、コスタリカ、イタリア、スロベニア、モロッコ、セネガル、フィリピン、タイの8カ国及びユネスコと共催で国、国際機関、NGO等75以上の代表が参加した。

- 23) UN.Doc. A/HRC/RES/39/3, 27 September 2018.
- 24) 内閣府の首相官邸のHPから国内行動計画の一連の資料を入手できる。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinken>. 友永健三 2007, 「『人権教育のための国連 10 年』の総括と『人権教育のための世界プログラム』を踏まえた今後の課題」, 松本健男他編『これからの人権保障』, 有信堂高文社, pp. 81-95, 前掲 2) 参照。
- 25) 47 都道府県中, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 沖縄の 6 県では行動計画は策定されなかった, 友永「前掲論文」24), p. 87. その後, 2018 年では 1 県が作成中, 1 県は作成を検討中で, 他はすべて策定している。
- 26) 梅田修 2010, 「人権教育指定校における人権教育-2007-2008 年の場合-」, 『滋賀大学生涯学習教育研究センター年報』2011, pp. 1-22, 同 2013, 「人権教育政策の展開と人権教育の実践的探究」, 『部落問題研究』204, pp. 37-57。
- 27) 前掲 7) の項目(89 カ国)内で, 2001 年提出の日本政府の報告も公開されている。
- 28) 批判的立場からは, 梅田修・室井修他 2001, 『資料と論評「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」』, 部落問題研究所, 上からの行政主導の「人権教育・啓発」の問題点を指摘している。
- 29) 法務省のサイトにも掲載されている。<http://www.moj.go.jp>.
- 30) 梅田修・室井修他 2001, 『前掲書』28), pp. 24-31(室井), 梅田修・室井修他『前掲書』28), pp. 32-40(梅田)。
- 31) 申恵丰 2016, 『国際人権法 第 2 版』信山社, p. 443.
- 32) 上杉孝實・平沢安政・阿久澤麻理子・住友剛 2011, 特集①「人権教育・啓発『基本計画』の全面改定構想」, 『部落解放研究』193 号, pp. 2-31。
- 33) 福田弘 筑波大学名誉教授はじめ, 平沢安政 大阪大学大学院教授, 森実 大阪教育大学教職教育研究センター教授他大学教員 7 名, 小中学校長 5 名, 人権教育啓発推進センター専務理事他, 計 14 名の有識者からなる。
- 34) 文部科学省HPから資料が入手できる。[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/siryo/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryo/index.htm).
- 35) 調査は, 1785 の市町村と無作為抽出の 1872 校を対象に実施された。結果は前掲 34) 参照。
- 36) 前掲 1) 国連人権高等弁務官事務所のサイトの世界プログラム第 1 段階の項目: National reports received by OHCHR(83 カ国)内で, 2010 年提出の日本政府の報告書(MM/UN/224 全 13p.)も公開されている。第 2 段階の項目: National reports received by OHCHR(30 カ国)内で, 2015 年提出の日本政府の報告書(FY/UN/170 全 6p.)も公開されている。
- 37) 阿久澤麻理子 2013, 「人権教育」, 世界人権問題研究センター 上杉孝實・平沢安政・松浪めぐみ 編著『人権教育総合年表-同和教育、国際理解教育から生涯学習まで』, pp. 44-53, 申『前掲書』31), p. 443。
- 38) 申『前掲書』31), pp. 533-537, 国内外の国内人権機関の議論については, 山崎公士 2012,

『国内人権機関の意義と役割』三省堂が詳しい。日本の人権擁護委員制度では、14000 人の人権擁護委員は無償で強制力がないことの問題性が指摘されている。横田洋三・内田博文・原田博治・坂元茂樹他 2018, 特集「世界人権宣言・人権擁護委員制度 70 周年」, 『法律のひろば』71 巻 11 号, pp. 27-28。また現在の人権教育啓発推進法・基本計画ではフォローアップの組織も明確化されず, 教育は文科省, 啓発は法務省, 国連への報告は外務省という状況であり, 実効的な人権機関が課題である。

- 39) 法務省・文部科学省編 2018, 『人権教育・啓発白書 平成 30 年版』, 前掲 29) 参照。
- 40) 教科化された道徳教育と人権教育の関係, 法教育や憲法学習との関連等検討すべき課題は多い。他方学習指導要領における人権教育の記述は少ない。
- 41) 上條直美 2004, 「『国連・持続可能な開発のための教育の 10 年』制定の背景と実施に向けた日本国内の動向」, 『P R I M E』明治学院大学国際平和研究所編, 20 号, pp. 61-71, 世界人権問題研究センター『前掲書』37)には, 人権教育の他, これまでのユネスコの国際理解教育, 開発教育, 平和教育などについて, 年表やコラムとして簡潔に解説されている。
- 42) UN.Doc. A/70/L.1, 18 September 2015. 17 の目標と 169 のターゲットから構成される。伊藤慎也 2017, 「開発と人権論争における持続可能な開発目標の意義と課題」, 『国際人権』28 号, pp. 122-130。
- 43) 日本政府は 2016 年 5 月, 内閣府の首相官邸に, 持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部を設置し, 同年 12 月に実施指針を策定した。首相官邸及び外務省 H P から SDGs 関連の資料が入手できる。前掲 24)・13) URL 参照。